



## 公告

北谷中学校校舎改築基本設計業務委託について、簡易公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和2年7月20日

北谷町長 野国 昌春



### 1. 業務概要

(1) 業務名 北谷中学校校舎改築基本設計業務委託

(2) 業務内容 本業務は、老朽化した北谷中学校校舎を建て替えるための基本設計を行うものである。

(3) 履行期限 契約締結の日から令和3年3月26日まで

### 2. 参加資格

技術提案書の提出者は、以下の条件を満たしている単体企業又は、共同企業体であることとする。

- 1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- 2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に抵触しない者(同条第2項各号に該当する場合においては、その事実があった(又はその事実が判明した)後、1年以上を経過していること。)
- 3) 北谷町競争入札参加資格名簿に登録されている者
- 4) 公募開始日から契約締結日まで、指名停止の措置を受けていないこと。
- 5) 単体企業の場合は、町内業者とすること。共同企業体の場合は構成員の内1者以上を町内業者とし、2者以内の共同企業体とすること。
- 6) 北谷町暴力団排除に関する条例(平成23年北谷町条例第11号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。  
手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。

### 3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 配置予定技術者の資格
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、手持ち業務の状況

#### 4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の資格
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力  
同種又は類似業務の実績の内容、手持ち業務の状況
- (3) 業務実施方針及び手法  
業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

#### 5. 重要事項

- (1) 本業務では価格も評価の対象とするため委託料(上限額)を設定し公表する。委託料(上限額)については、本業務の諸条件を基に設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。  
・委託料(上限額) 44,760,000円(税込)

#### 6. 手続等

- (1) 担当部局  
〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地  
北谷町教育委員会 教育部 教育総務課 施設係 担当:與那覇、金城  
TEL 098-936-1234(内線 5120、5122) FAX 098-936-3491
- (2) 実施要領等の交付期間、場所及び方法  
実施要領等は北谷町ホームページより交付する。  
交付期間:令和2年7月20日(月)から令和2年8月24日(月)まで。
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法  
提出期限:令和2年7月31日(金)17時  
提出場所:上記(1)担当部局に同じ。  
提出方法:持参による。
- (4)管理技術者に関する書類提出期限、提出場所及び提出方法  
提出期限:令和2年8月5日(水)17時  
提出場所:上記(1)担当部局に同じ。  
提出方法:持参または郵送(必着)による。
- (5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法  
提出期限:令和2年8月24日(月)17時

提出場所:上記(1)担当部局に同じ。

提出方法:持参による。

(6) 実施要領等の内容についての質問の受付及び回答

提出期限:令和2年8月14日(金)17時

質問回答:令和2年8月19日(水)17時まで随時

提出方法:6.(1)担当部局のFAX宛てによる。

(7) ヒアリング

実施日:令和2年8月28日(金)予定

実施場所:北谷町役場(時間及び詳細な場所については別途通知する。)

7. その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 6.(1)担当部局に同じ。

(3) 詳細は、実施要領による。